

2004年（平成16年）6月26日 理事会承認
2004年（平成16年）7月 6日 執行

2002年（九人）第1号

申立人 A外 113名

相手方 内閣総理大臣 小泉 純一郎

厚生労働大臣 坂口 力

内閣総理大臣 小泉 純一郎 殿

厚生労働大臣 坂口 力 殿

九州弁護士会連合会

理事長 島内 正人

勧告書

当連合会は、本件申立について精査・検討した結果、貴殿らに対して、下記のとおり、勧告する。

言己

第1 主文

国は、1945年の第2次世界大戦の終結前後において中国大陸に取り残された中国残留邦人の帰国のための積極的措置を可及的かつ速やかに取るべき義務があったのにそれを怠り、その結果、中国残留邦人の多くは、残留発生から30年以上経過した後に漸く帰国を果たすことができた。

このことは、国による、中国残留邦人の帰国の自由（憲法22条1項・2項、

世界人権宣言、13条2項、国際人権B規約12条4項)の侵害に他ならず、その結果、中国残留邦人の多くが人生の過半に相当する期間、日本国での人権を享受できない状態を招来せしめた。その反射的な効果として、好むと好まざるにかかわらず、中国残留邦人は、中国文化を持つ日本人という特殊な属性を持つ者となったものである。

従って、中国残留邦人の帰国は人権侵害状態から人権を回復する第一歩にすぎず、国は人権侵害回復義務の一環として、中国残留邦人の帰国後の人間の尊厳を確保する諸施策をなすべき基本的な義務を負担しているのである。

ところが、国による中国残留邦人に対する帰国後の施策は、第一に、多文化共生の視点を欠落していた。そのため、上記属性を持つ中国残留邦人帰国者(以下「帰国者」と略。)をありのままに受け容れることなく、日本社会への同化を強いるものであった。第二に、基礎的諸条件を完全に補完するという観点を欠いていた。そのため、帰国者の個々的なレベルを等閑視し、全ての帰国者に対して漫然と諸施策が適用されたため、日本社会で日本語とその文化を受容して生きていくための基礎的諸条件の補完は極めて不十分だった。第三に、帰国者の家族の保護の観点を欠いていた。そのため、日中両国に2つの家族を有するに至っていた帰国者においては、日中両国の家族との交流を保障されるべきなのに、その保障はなされていなかった。

そこで、当連合会は貴殿らに対して、帰国者の人権回復のため次の諸施策を最低限のものとして検討実施するよう勧告する。

そして、その検討実施に際しては、帰国者のほとんどがすでに60歳を超え、残された時間は長くないことに鑑み、速やかになされることが不可欠であることを付言する。

1 多文化共生の観点からの施策

(1) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせるなどを政策目標とし、少な

くとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場面（公的機関）において中国語の通訳サービスを適時に受けられるように措置すること。

- (2) 帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報 중국語で提供すること。
- (3) 帰国者相互間及び帰国者と他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。

2 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

- (1) 教育を受ける権利について

ア 帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、帰国者の居住地域等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しないレベルまで受講を続けうる制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

イ 帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

- (2) 労働の権利について

帰国者のうち、希望する者に対し、早急にできるかぎり中国での職業経験を生かせるような訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等をすること。

- (3) 社会保障について

帰国者の生活保障を生活保護制度の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。

その際、下記「家族の保護」の視点から、帰国者が中国の養父母方への帰

省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと。

3 家族の保護の観点からの施策

帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、生活保護制度において帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の期間の生活保護の受給停止措置を廃止すること。

第2 理由

別紙調査報告書記載のとおり。

以上

2004年6月26日

2002年（九人）第1号

申立人 A外 113名

相手方 内閣総理大臣 小泉 純一郎

厚生労働大臣 坂口 力

文部科学大臣 河村 建 夫

法務大臣 野沢 太 三

財務大臣 谷垣 穎 一

九州弁護士会連合会

理事長 島内 正人 殿

九州弁護士会連合会 人権擁護委員会

2002年度委員長 東島 浩幸

2003年度委員長 前田 恒善

2004年度委員長 古田 邦夫

調査報告書

上記申立人の人権救済申立事件について、調査をした結果について以下のとおり報告する。

調査報告書（目次）

第1 報告の趣旨	1頁
第2 報告の理由	1頁
1 九弁連に対する人権救済申立と中国帰国者を巡る状況	1頁
(1) 人権救済申立の趣旨及び理由の要旨	1頁
ア 申立の趣旨	1頁
イ 申立の理由の要旨	1頁
(2) 中国帰国者問題を巡る状況	3頁
ア 歴史的経緯	3頁
(ア) 帰国者発生の経緯	3頁
(イ) 終戦後的情况と帰国の遅滞	4頁
イ 弁護士会の対応	5頁
(ア) 第27回人権擁護大会決議	5頁
(イ) 1991（平成3）年8月9日付要望書	6頁
(ウ) 2003（平成15）年九弁連大会決議	6頁
ウ 国の対応	7頁
(ア) 自立支援法等の立法	7頁
(イ) 関連法規・通達	7頁
エ 中国残留邦人支援に関する検討会	8頁
オ 厚生労働省による帰国者生活実態調査結果	8頁
キ 訴訟提起状況	9頁
2 中国帰国者問題についての九弁連の取り組み	9頁
3 中国残留邦人に対する帰国後の施策の概要	10頁
(1) 初期の施策	10頁
(2) 定着促進センターを中心とした施策	11頁
ア 定着促進センター	11頁

イ その他の施策	12頁
(3) 定着促進センター・自立研修センターを中心施設とした施策	13頁
ア 自立研修センター	13頁
イ その他の施策	14頁
(4) 支援・交流センターを中心施設とした施策	15頁
ア 支援・交流センター	15頁
イ その他の施策	15頁
4 中国残留邦人に対する帰国後の施策はなにをもたらしたか	15頁
(1) 九州・沖縄管内のアンケート調査結果	15頁
ア はじめに	15頁
イ 帰国状況について	16頁
ウ 日本語習得、教育の状況	16頁
エ 就労状況	17頁
オ 社会生活の状況	18頁
カ 家計の状況	19頁
キ その他、心情など	20頁
(2) 厚生労働省による全国調査	21頁
ア はじめに	21頁
イ 同居家族の人数構成	21頁
ウ 日本語の理解力	21頁
エ 就労について	22頁
オ 経済生活の状況	22頁
カ 帰国後の感想	22頁
(3) 総括	23頁
5 中国残留邦人に多する帰国後の施策の人権侵害性	24頁
(1) 国の先行行為に基づく人権回復義務	24頁

ア　中国残留邦人を速やかに帰国させるべき義務	24頁
イ　「ア」の義務違反	25頁
ウ　人権回復義務	26頁
(2)　人権侵害性の判断にかかる3つの観点	26頁
ア　多文化共生の観点	26頁
イ　基礎的諸条件を完全に補完するという観点	27頁
ウ　家族の保護という観点	27頁
(3)　多文化共生の観点からの人権侵害性	27頁
ア　評価基準	27頁
イ　判断	29頁
(4)　基礎的諸条件を完全に補完するという観点からの人権侵害性	31頁
ア　教育を受ける権利	31頁
(ア)　評価基準	31頁
(イ)　判断	32頁
イ　労働の権利	34頁
(ア)　評価基準	34頁
(イ)　判断	35頁
ウ　生存権	35頁
(ア)　評価基準	35頁
(イ)　判断	36頁
i　生活保護制度との関係	36頁
ii　国民年金制度との関係	37頁
(5)　家族の保護の観点からの人権侵害性	37頁
ア　評価基準	37頁
イ　判断	38頁

(6) まとめ	38 頁
6 中国帰国者の現状に関する責任と打開の方策	39 頁
(1) 現状に関する責任	39 頁
(2) 打開の方策（提案）	40 頁
ア 多文化共生の観点からの施策	40 頁
イ 基礎的諸条件の補完の観点からの施策	40 頁
ウ 家族の保護の観点からの施策	41 頁

第1 報告の趣旨

相手方に対し、別紙記載の通りの勧告をするのが相当である。

第2 報告の理由

1 九州弁護士会連合会（以下「九弁連」と略。）に対する人権救済申立と中国帰国者を巡る状況

(1) 人権救済申立の趣旨及び理由の要旨

ア 申立の趣旨

(ア) 申立人らを含む帰国者中国残留邦人（以下「帰国者」という）が置かれている生活実態が、憲法25条が保障する「最低限の生活水準」とは大きくかけ離れていること、また、日本人として誇りを持ち、かつ日本の社会から日本人として受け入れられて人格的に豊かに生活したいとの希望がかなわず、憲法13条が保障する「個人の尊厳」が実現されていないことの明確化及びその原因の調査。

(イ) 国に対する、帰国者を人権が保障されない生活状況に追いやったことの責任が政府にあることを認める旨の勧告。

(ウ) 国に対する、帰国者が置かれた状況を改善するために、帰国者の生命身体の安全を確保するための施策、帰国者に健康で文化的な生活を保障するための施策、並びに帰国者が人間としての誇りを持って豊かに生活を送るための施策を実現するよう求める旨の勧告。

イ 申立の理由の要旨

(ア) 個人の尊厳

帰国者の帰国ならびにその後の自立支援に関し国が行った施策は、憲法13条に鑑み、帰国者が日本において日本人として誇りを持って心身ともに充実した生活をしていくために必要な経済的・社会的・文化的な措置としては、甚だ不十分である。

(イ) 言語習得にあたっての施策の不十分さ

国の帰国者に対する、日本語の習得等の施策は極めて不充分なものであり、その結果、日本語を通じて、職場や地域でコミュニケーションを図ること、日本人として職業につき生計を立てることが困難である。

(ウ) 就職の困難さ、継続の困難さ

帰国者の多くが言葉の壁や就労文化の違いから、就職に支障を來し、就職後も転職している。また、中国でのキャリアを生かせないまま、単純労働に就かざるを得ない状態にある。

(エ) 生活保障の不十分さ

1994年の「帰国者等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」制定を受けて国民年金の最低限の給付が制度化されたが、実際には国民年金の保険料免除者と同等の3分の1の給付額しか保障されず、日本の社会で日本人として自立して生活していくための給付としては不十分である。そのため、帰国者の対多数（約7割）が生活保護受給者として、生活保護行政の監視の中で窮屈な生活を余儀なくされている。

(オ) 人権救済の申立に至る経緯

2002（平成14）年秋以降、帰国者の中に、人権救済申立への動きや訴訟提起の動きが生じた。

申立入らも訴訟提起には前向きであるが、人権救済申立を行ったのは、裁判所とは異なる弁護士会の機能（独自の人権調査機能、政策形成機能）を期待し、殊に、九弁連は、1996（平成8）年に「らい予防法廃止問題に関する見解と提案」を出し、それが契機となって、社会的にらい病（いわゆるハンセン病）に対する差別や偏見が徐々に払拭され、ハンセン病元患者たちに対する人権の回復が図られていっ

た「実績」に着目した。

(2) 中国帰国者問題を巡る状況

ア 歴史的経緯

(ア) 帰国者発生の経緯

過去、我が国の政府は、国家施策であった満州移民政策（1936年8月25日、広田内閣「七大重要国策要項決定」第6項で満州への開拓移民を今後20年間で100万戸計画と明記）に基づき、多くの日本人を中国大陆に開拓民として送り出し、かつ、国防的見地から（1937年11月30日、閣議決定「満州に対する青少年移民出に関する件」等）多くの開拓民をソ満国境に沿った開拓地に配置した。

更に、ソ連が、1945年（昭和20年）、日ソ中立条約の不延長を日本政府に通告したことにより、大本営・関東軍は、対ソ戦の現実的危機感を強め、本土防衛のため、朝鮮半島及びこれに近接した満州地域を絶対的防衛地域とし、開拓地のほとんどを含む満州の4分の3を持久戦のための戦場とすることを決定した。

しかし、大本営・関東軍は、これらの情報を開拓民には一切知らず、同年8月8日の突然のソ連軍侵攻に開拓民がさらされる中で、8月10日、「朝鮮は防衛、満州は放棄」との命令を出した。このため、関東軍はほとんどソ連軍と戦わないまま開拓民の保護をせずに撤退した。その結果、応召者を除く開拓民の犠牲者数は7万8450人に達した。それは実に開拓関係者の3割が死亡するというものであった。

帰国者は、この混乱の中で奇跡的に生き延び、現地の中国農民らに助けられるなどして中国に残留した人々であり、旧厚生省の定義によると、このうち、敗戦時満13歳未満の子供を『中国残留孤児』と呼んでおり（「中国残留孤児白書」昭62、P17），これとの対比で正式な呼称ではないが、敗戦時満13歳以上のものを『中国残留婦人等』

と呼ぶことが多い。

(1) 終戦後の情況と帰国の遅滞

1949年10月1日に中華人民共和国が成立したが、わが国は、これを正統政府として承認しなかったことから、国交がなく、中国残留邦人の帰国は事実上不可能となってしまった。残留孤児のほとんどは中国人の養父母の下で生育した。一定の教育を受けた残留孤児もいるがそれはむしろ少数であり、多くの養父母が貧しい生活であったため残留孤児は生活に追われ働きずくめで、小学校にも満足に通えなかった者も珍しくない。「残留婦人」の置かれた情況も同様であった。

殊に、残留孤児は、日本軍の侵略行為への憎しみを一身に受け、「小日本鬼子」と呼ばれて幼い頃から虐めを受けてきた。また、中国残留邦人は、「文化大革命」の際には、日本人というだけの理由で種々の迫害を受けた。この間、日本からの帰国の働きかけはなく、中国残留邦人はこのような厳しい状況の中で、懸命に働き中国社会の中にとけ込み家庭を築いてきた。しかし、日本への望郷の念と日本での肉親との再会への思いを断ち切ることはできなかった。

ところが、国は、1959年、中国残留邦人が多数生存していることを知りつつ、「未帰還者に関する特別措置法」を公布し、戦時死亡宣告という制度を立法化し、多くの残留邦人の戸籍を抹消させ、中国残留邦人の生存を前提とする身元調査、所在場所の探索、帰国援助等の政策を一切放棄し、そのため残留邦人の帰国が遅れることとなった。

1972年の9月の日中共同声明に基づく国交回復後も、帰国へ向けての日本政府の動きは全くと言っていいほどなく、逆に中国残留邦人を出入国管理及び難民認定法上外国人として取り扱い、帰国しようとする場合に「身元保証人」を要求したため、身元未判明の残留邦人は、在日親族がないため永住帰国することは事実上不可能であった。

その後、民間の篤志家たちの献身的な努力により漸く1981年に訪日調査が始まり、肉親との再会や帰国が可能となった。2003年5月末までに、6215人（家族を含めた総数は1万9907人）が永住帰国し、5365人が一時帰国した。なお、国は、1985（昭和60）年、身元保証人に代えて「身元引受人制度」を創設したが、同制度は残留邦人帰国者に、帰国後の定着促進センターへの入所と共に、同センター入所中に斡旋される身元引受人の近隣への定住を義務づけるものであった。

従って、日本に帰国した中国残留邦人のほとんどは、帰国するまで、戦後30余年にわたり、幼少の頃から、中国社会において中国語のみで社会生活を営んできたのである。当然のことながら、言語についてはもとより、風俗習慣、ものの考え方につるまで、中国人に近いものが獲得形成されていたものである。しかも、中国残留邦人の中には、その置かれた環境の違いによって、幸いにも高等教育を受けることができた者から、不幸にもほとんど初等教育すら満足に受けることができなかつた者までが含まれていた。

イ 弁護士会の対応

(ア) 第27回人権擁護大会決議

国は、中華人民共和国との国交がないという理由で、事実上中国残留邦人の帰還措置をしてこなかった。しかし、1972年（昭和47年）9月29日、日中国交正常化を契機に、再度帰還措置を始めることになり、中国残留邦人問題が顕在化してきた。

それを受け、日本弁護士連合会が第27回人権擁護大会で決議したものが別紙1の決議である。

なお、決議第2項は非常に概括なものとなっているが、決議提案理由の中において、決議第2項の具体的な内容について、次のとおり補足され

ている。

- i 帰国より社会に定着するまで、帰還者相互が協力して安住できる受入施設を設置し、定着自立に必要な言語等の基礎知識と就業のための技能取得等の基礎教育を受ける権利を確保すべきであること。
- ii 就学、就業に際しては、既に中華人民共和国において取得した資格、学業等が尊重し活用されるよう特例を設けるべきであること。
- iii 定着自立に至るまでの必要な期間、帰還直後の生活条件の特別の困難さに即応した特別の生活保護立法を整備すべきであること。

(イ) 1991（平成3）年8月9日付要望書

中国残留邦人の帰還措置について、国は、特に残留婦人（第二次大戦敗戦当時満13歳を超えていた残留孤児の範疇に該当しない未帰還者）を、自己の意思により中国に残留したとみなし、彼女らの早期帰還措置を怠ってきた。また、ボランティアなし自力で帰国しても就籍手続に混乱が生じ、日本人でありながら日本に住めないという結果が生じていた。

また、残留婦人のみならず残留孤児を含めた中国残留邦人の実態調査が遅々として進んでいなかったこと、さらには無事日本に帰還できることになったとしても、配偶者、子らとの同伴が制限され、事実上、帰還が阻まれるという結果も生じていた。

そこで、平成3年8月9日、内閣総理大臣（当時、海部俊樹）宛に、日本弁護士連合会会長名で別紙2の要望を提出した。

(ウ) 2003（平成15）年九弁連大会決議

九弁連では、2002年11月5日に、帰國者問題についての人権救済申立がなされたのを契機に、同問題について本委員会に、本格的な実情調査を含む人権調査を委嘱した。更に、2003年10月31日の九弁連大会では、別紙3のとおり、「中国帰國者に関する実効性のある施

策を求める決議」を採択した。

ウ 国の対応

(7) 自立支援法等の立法

1994（平成6）年、帰国援護の対象となる中国残留邦人の範囲、中国残留邦人支援についての国及び地方公共団体の責務、援護施策の基本等を体系化した「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（いわゆる「自立支援法」）が議員立法により成立した。

i 自立支援法の内容・特色

円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国した者の自立の支援を行うことを目的とする（第1条）。

ii 国や地方公共団体の責務

「永住帰国情費の支給等」（第6条）、「自立支度金の支給」（第7条）、「生活相談等」（第8条）、「住宅の供給の促進」（第9条）「雇用の機会の確保」（第10条）、「教育の機会の確保」（第11条）、「就籍等の手続に係る便宜の供与」（第12条）、「国民年金の特例」（第13条）、「一時帰国情費の支給等」（第14条）。

iii 具体的項目を挙げる第6条以下の規定にあっても、具体的な支給額や施策については政令以下に委任されている。そのため、実際に第1条の目的が達せられているかについては検証が必要であるところ、後述の「中国残留邦人支援に関する検討会」において少なからず問題があるとの報告もなされており、また、全国各地において中国残留邦人国賠訴訟が提起され始めたこと、さらには、国会・政府においても自立支援法の見直しが論議され始めている。

(イ) 関連法規・通達

自立支援法を補充するものとして、「中国残留邦人等の円滑な帰国の

促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令」（以下「施行令」）、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則」（以下「規則」）及び「厚生省社会・援護局長通知」（以下「通達」）がある。施行令は、主に国民年金に関する規定であり、保険者期間、追納、支給要件等について細かく定められている。但し、具体的な年金支給金額に関しては、一般の年金法規に委ねられており帰国者に対する特別な手当というものはない。規則や通達には、自立支援に関する具体的かつ詳細な規定ないし運用指針が記載されている。

エ 中国残留邦人支援に関する検討会

(ア) 平成12年5月から、帰国者の高齢化や多様化を踏まえ今後の自立支援対策に資するため、関係各方面の有識者から構成された帰国者支援に関する検討会が行われ、同年の12月にその検討会の報告書が厚生労働省援護局長へ提出された。

(イ) 上記報告書は、①日本語習得について、②就労支援対策について、③高齢化した帰国者への対策について、④ボランティア団体等による支援との連携について、⑤今後の帰国者の推移を踏まえた効果的支援のあり方、といった事項を中心に検討会の意見をまとめたものである。上記本報告書の本旨ともいえる報告書最終項目には「6. 終わりに」には別紙4のとおりの記載がある。

オ 厚生労働省による帰国者生活実態調査結果

(ア) 平成11年12月1日基準日調査

平成11年11月30日までに永住帰国した帰国者本人のうち、定着促進センターに入所中の者及び死亡者を除いた2,562人を対象に実施し、回答のあった2,225人について取りまとめたものである。

調査項目は大きく分けて12項目あり、各項目にさらに細かいアンケ

ート事項が用意されている。

(1) 平成14年1月1日基準日調査

平成13年12月31日までに永住帰国した帰国者本人のうち、定着促進センターに入所中の者及び死亡者を除いた2,068人を対象に実施し、回答のあった1,725人について取りまとめたものであるり、前回（平成11年）までに調査を行っていなかった事項を中心に実施された。

キ 訴訟提起状況

平成13年（2001年）12月7日、東京地方裁判所において、帰国者4名が、国を相手に国家賠償請求訴訟を提起した。その後、平成14年（2002年）12月20日、同じく東京地方裁判所において、帰国者40名が一次訴訟、589名が二次訴訟という形で国賠請求訴訟を提起し、この集団訴訟を皮切りに、全国各地（鹿児島、名古屋、京都、広島、徳島、高知、札幌、大阪、岡山、神戸、長野）でも集団訴訟が提起され始めた。調査報告書作成時点では12の地方裁判所で合計14件の訴訟が係属しており、原告数は合計で1635名（生存する帰国者中の約7割）に上っている。

2 中国帰国者問題についての九弁連の取り組み

- (1) 02.11.5 : 九弁連に対する人権救済申立
- (2) 02.12.14 : 人権救済申立当事者2名からのヒアリング
- (3) 03.6.8 : 「連れ子訴訟」担当弁護士及び帰国者問題に取り組んできた新聞記者からのヒアリング
- (4) 03.6.22 : 中国帰国者問題同友会代表幹事・庵谷磐氏からのヒアリング
- (5) 03.8.20 : 福岡中国帰国者自立研修センター訪問によるヒアリ

シング

- (6) 03. 8. 20 : 福岡中国帰国者定着促進センター訪問によるヒアリング
- (7) 03. 8. 22 : 厚生労働省援護局中国孤児等対策室企画班長からのヒアリング
- (8) 03. 9. 24 : 九州日本語教育連絡協議会・進はじめ氏からのヒアリング
- (9) 03. 10. 18 : 公開アンケート調査（福岡）
- (10) 03. 10. 31 : 九弁連大会「中国帰国者に関する実効性のある施策を求める決議」採択
- (11) 03. 12. 6 : 九弁連主催の公開アンケート調査（長崎）
- (12) 04. 1. 17 : 同上公開アンケート調査（大分）
- (13) 04. 1. 11 : 同上公開アンケート調査（鹿児島）
- (14) 04. 1. 17 : 同上公開アンケート調査（佐賀）
- (15) 04. 1. 22 : 近畿中国帰国者支援・交流センター訪問によるヒアリング
- (16) 04. 2. : 九弁連主催の公開アンケート調査（沖縄）
- (17) 04. 4. : 同上公開アンケート調査（熊本）
- (18) 04. 6. : 同上公開アンケート調査（宮崎）

3 中国残留邦人に対する帰国後の施策の概要

(1) 初期の施策（1972年～1984年1月）

ア 上陸時オリエンテーション実施（1972年4月から）

イ 日本語修得のための語学教材（テープレコーダー、カセットテープ等）
の支給（1977年度から）

ウ 日常生活の指導、日本語修得の援助等を行い、社会生活に早期に適応

させるための自立指導員の各家庭等への派遣（同上）

1年目：月7回

2年目：月7回

3年目：月1回

エ 公営住宅への優先入居の措置（1980年度から）

オ 雇用対策法による職業転換給付金制度（訓練手当等の支給）を帰国者等永住帰国者に適用することを労働省が決定（1982年6月）

(2) 定着促進センターを中心施設とした施策（1984年2月～1988年月）

ア 定着促進センター

「中国帰国孤児定着促進センター（1994年4月に「中国帰国者定着促進センター」に名称変更）を全国各地に順次開設。中国から永住の目的を以て日本に帰国した帰国者及びその家族に対して、日本社会への適応を促進するため、日本語教育、生活指導及び生活の世話をを行うために設置。帰国直後の4ヶ月間にわたり入所形式による基礎的日本語教育や基礎的な生活習慣の指導などを行う、としている（なお、開所当時の帰国者の平均年齢は47.1歳）。

(7) 日本語指導

社会に出て日常レベルの会話ができるよう、いわゆる生活日本語の習得を指導する。尤も、日本語の指導に当たった「教師」は必ずしも、外国人に対する日本語指導のノウハウを持った者が選任されていたわけではなく、公立学校を定年退職した国語教師が務めているケースもある。

(4) 生活指導等

日本社会において日常生活を円滑に営むことができるよう、生活習慣等について基礎的な知識の習得を指導する。また、職業相談、工場見学など自立定着に関し必要な指導・相談を行っている。

(d) カリキュラム

午前3時限（時限の間は10分間の休憩）、午後3時限の授業、1時限は50分。昼食及び休憩は1時間20分。1時限から5時限までは「日本語」、6時限目は「生活指導」但し、初期の時点では、「日本語」の授業は、日本語を母国語としない者が外国語として日本語を学ぶ、いわゆる「国語教育」ではなく、日本語を母国語とする者が母国語として学ぶ、いわゆる「国語」教育として行われており、教授法としては、最も効果的と言われている「直接法」（日本語のみを用いて教授する）ではなく「間接法」（日本語と中国語を用いて教授する）が採られており、講師は必ずしも日本語教師養成講座を経た者が担当していたわけではなかった。

(I) 開設閉所状況

1984年2月	所沢センター開設
1987年度	北海道、福島、愛知、大阪、福岡に開設
1991年度	北海道、福島、愛知を閉所
1994年度	所沢センター分室を山形、長野に開設
1995年度	宮城、岐阜、広島に開設
現在	埼玉、大阪、福岡の3ヶ所

(e) 出所後の指導として、センターの職員が市町村の生活保護課に引率し、生活保護の受給手続きをさせていた。

イ その他の施策

(f) 帰国者等永住帰国者を雇い入れる事業主に対し、特定休職者雇用開発助成金を支給（1984年3月）

(g) 帰国後の世帯生活用品の購入資金等として、自立支度金の支給（1987年度から）

定着促進センターから退所するに際し、一時金として支給。

(3) 定着促進センター・自立研修センターを中心施設とした施策（1988年3月～2001年10月）

ア 自立研修センター

中国帰国者の地域社会における定着自立を促進するため、「中国帰国者自立研修センター」を全国各地に設置し、定着促進センターの研修課程を修了した帰国者がそれぞれの居住地において日本語の指導、生活相談及び就労相談を受けられるように、8ヶ月間にわたり通所形式による日本語の指導、生活相談・指導、就労相談・指導などを行っている。また、帰国後5年以内の者を対象として、日本語の再研修（2年以内の期間）を実施している。この他、就労安定化事業、就職促進オリエンテーション、就籍の相談、子女の修学についての情報の提供など、中国帰国者の定着自立の促進に資する事業を実施する、としている。

(ア) 日本語補充教育

帰国者が、日常生活のいろいろな場面において、相手の言うことを正しく理解し、また自分の意志を伝えることのできる実効的な日本語能力を習得することができるよう、対人関係、緊急時の対応、日常生活、週刊、社会制度、職業、通信、待遇表現など、個人の日本語修得状況に応じた教育を行う。

(イ) 日本語の再研修

日本語が十分習得できていない者に対して行う基礎復習コースと、更に、日本語を上達したい者に対して行うレベルアップコースの2コースを設置し、日本語教育の充実を図っている。

(ウ) 社会教育

一般の生活知識を高めるため、年金制度、生活保護制度、住宅制度、食生活改善等の研修を來ない、知識と生活の向上を図った。

(エ) 生活相談及び指導

研修中の入所性及び修了生がそれぞれ抱えている生活上の悩み、将来の生活設計、家族の呼び寄せ、年金問題、健康管理棟の相談、諸手続の指導等について、関係機関と連携を取りながら実施する。

(オ) 開設閉所状況

1988年度（15ヶ所開設）

山形県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、鹿児島県

1995年度（5ヶ所開設）

北海道、岩手県、福島県、東京都武蔵野市、静岡県

1999年度（1ヶ所閉所）高知県

（※自立研修センター閉所県には就労相談員を配置）

2000年度（3ヶ所閉所）長崎県、静岡県、兵庫県

2001年度（1ヶ所閉所）岩手県

2002年度（3ヶ所閉所）東京武蔵野市、福島県、鹿児島県

現在 （12ヶ所 設置）

イ その他の施策

- (イ) 自立支援通訳派遣事業（1989年度から）
- (イ) 巡回健康相談事業（同上）
- (ウ) 適応促進対策研修会の実施（1990年度から）
- (エ) 自立指導強化促進事業の実施（1991年度から）
- (オ) 就労安定化事業の実施（1992年4月から）
- (カ) 普及啓発事業の実施（1995年度から）
- (キ) 民間住宅入居時一部援助金の支給（同上）
- (ク) 国民年金の特例措置の実施（1996年4月から）

国民年金に関し、特例で保険料の法定免除期間及び追納の制度を定め、更に、保険料の追納に係る資金貸し付けを行う。

(4) 支援・交流センターを中核施設とした施策（2001年11月～）

ア 支援・交流センター

帰国者やその家族の地域社会における定着・自立を中長期的、継続的に支援していくため、「中国帰国者支援・交流センター」を東京と大阪の2ヶ所に開設し、中国帰国者に対し、地方公共団体との連携の下に民間ボランティアや地域住民の協力を得ながら、日本語学習支援（遠隔学習を含む）、相談事業、帰国者相互・地域住民との交流事業、ボランティアの活動情報の収集と提供、帰国者問題の普及啓発事業などを行う、としている。

イ その他の施策

(ア) 就労相談員による巡回相談・指導（2003年度から）

(イ) 帰国者問題の普及啓発事業、高齢帰国者の引きこもりを防ぐ支援（同上）

4 中国残留邦人に対する帰国後の施策はなにをもたらしたか—帰国者の現況

(1) 九州・沖縄管内のアンケート調査結果

ア はじめに

当委員会では、前述したとおり、2003年10月から2004年2月にかけて、九州各県で順次公開調査を行い、合計171人（福岡県86人、佐賀県7人、大分県4人、鹿児島県19人、長崎県24人、沖縄県9人、熊本県17人、宮崎県5人）からアンケートの回答を得た（なお、このうち、集計と分析の作業が終了しているものは、熊本、宮崎を除く149名分である）。

今回のアンケート調査に当たっては、人権救済申立の趣旨を踏まえて、帰国者の生活実態・意識を忠実に反映することができるよう、詳細な調査項目を作成し、かつ、自由記載欄を多く設けることとした。また、日本語

を理解できない帰国者が多いことに留意し、日本語と中国語の両方のアンケート用紙を用意し、且つ、通訳を介しての聞き取りも併せて行った。

公開調査対象者（集計済分の149名、以下同。）の年齢構成は、60歳代が回答者全体の7割以上（72%）を占め、ついで、50歳代が21%，70歳代から90歳代の合計が7%となっており、かなりの高齢化がすすんでいる。また、現在の年齢から逆算して、終戦時の年齢が10歳以下であった者が全体の9割強を占めている。また、同居家族の人数構成は、1人ないし2人という少人数の世帯が全体の67%を占めている。

イ 帰国状況について

帰国した年は、早い者で1970年であるが、全体の72%の者は定着促進センターが設置された1984年以降となっている。日本への帰国に際し、日本の親族が判明していた者は50%程度であり、32%の者は、日本の親族が判明しないまま帰国している（残りは未回答）。また、1994年以降に帰国した者の半数近くが、帰国の際に同伴者がいたと回答している。同伴者の続柄として最も多いのは子、ついで配偶者である。

帰国後、中国から家族を呼び寄せた者は、全体の60%と多く、呼び寄せ人数については、3人という回答が最も多かった（23%）。ところが、家族を呼び寄せたことで、自分の日本での生活が「良くなった」と回答したのはわずか7%であり、逆に、「悪くなった」とした者が19%も存在する。悪くなった理由としては、「仕事がない」、「給料が低い」等の経済的問題、「日本語ができない」、「言葉が通じない」等の言語の問題を挙げる者が大多数を占め、「生活保障がない」、「病気の治療費が高い」等の福祉の問題を挙げている者も多かった。

ウ 日本語習得、教育の状況

中国での学校教育は全体の72%が受けている。しかし、その教育年数は、3年未満が全体の5%，3年以上6年未満が全体の24%，6年未満

が全体の29%となっており、教育年数の短さが目立っている。さらに、「中国語の新聞を十分に読める」と答えた者は半数の50%しかおらず、「ほとんど読めない」という非識字者も19%（約5人に1人の割合）となっており、中国において十分な教育を受けたとはいえない状況である。

他方、日本の学校教育については、82%の帰国者が全く受けていない。日本語修得の機会としては、多くの帰国者が、定着促進センター、自立研修センター、日本語教材を「大変役に立った」「少しは役に立った」と評価しているものの、日本語の理解力をみると、「あいさつ程度」が全体の42%、「ほとんどできない」が全体の16%となっており、半数以上が未修得の程度にとどまっている。帰国者の大多数が、日本語を使用しての日常生活や他の日本人とのコミュニケーションが可能なレベルには到底達していない。

このことは、具体的場面における意思疎通の程度を見ても、はっきりと読み取れる。全体の過半数の者が「全然困らない」・「少し困るがなんとかなる」と答えたのは、「店での店員とのやり取り」、「電車・バスに乗る」といった定型的な会話で足りる場面だけである。「病院での病状の説明」、「役所での状況説明」、「電話での会話」、「不動産屋との交渉、大家との会話」といった自らの意思の積極的な伝達が必要な場面や、「ニュースの把握」、「娯楽番組の理解」といった情報量が多くなる場面では、経験者の約半数が「大変困る」と回答している。その中でも、専門用語や複雑な会話が必要な場面ほど、「大変困る」と回答したものの割合が多い。さらに、「新聞を読んで理解する」、「日本語で手紙を書く」という場面になると、「大変困る」と回答したものが全体の過半数にのぼる。日常生活をしていく上で基本ともなるべき事柄について困難を極めている帰国者の現状が浮き彫りになっている。

エ 就労状況

帰国者の 63% は中国で仕事に従事していたと回答している。その職種は、公務員、看護婦、専門学校教員、製薬会社、芸能関係、印刷業、電気工、土木建築、農業、食堂等と幅広い。中には、警備、看護婦、教員免許等の専門の資格を持っていた者も 22% いる。

ところが、帰国後、仕事に就いたと回答した者は全体の 36% しかいない。職種も、清掃業、縫製業、皿洗い、飲食店、草刈などとなっており、単純労働が多く目立つ。ほとんどの者が、中国での就労経験を帰国後の生活で生かすことができていない。また、仕事に就いた者のうち、最初についた仕事の継続期間は、1 年未満が 37%，3 年未満が 57% であり、仕事に定着できていない傾向が読み取れる。

才　社会生活の状況

現住所地について、「定着促進センターを出て最初に居住した場所と同じ」と回答した者が全体の 64% となっており、帰国者の定住化率は高いといえる。反面、現在の住所地が決まった理由として、「日本の親族がいること」を挙げているのは 11% にとどまっており、36% の者が「身元引受人の近くに居住しなければならないこと」を挙げている。これは、居住地の選択について、身元引受人の近くに居住しなければならないという帰国者特有の制約があったことを反映していると思われる。

また、帰国者にとって日常的に接触がある者は、ほとんどが「帰国者」(47%) であり、ついで、「近所の人」(34%) となっており、親族との接触にいたっては 13% 程度しかない。帰国者の交流範囲が狭く、親族との交流さえも乏しく、社会の中で孤立した状況にあることがわかる。日本の生活習慣になじめなかった経験をしたと回答した者が、全体の 54% に及んでいることも、帰国者の孤立した現状を表している。その理由としては、言葉の問題、生活習慣の違いを挙げているものがほとんどである。コミュニケーションがとれないために人間関係を構築できない状況が読み

とれる。

また、周囲の日本人との関わりで嫌な思いをしたと回答した者も40%に及び、その理由についても、言葉の問題が大きく、それとも関連して、日本人として見られないこと、差別されることを挙げている者も多い。日本人の帰国者に対する偏見・差別的言動が彼らを大きく傷つけている面も窺える。

力 家計の状況

帰国者は、帰国後、89%の人が生活保護を受給した経験があり、受給期間は5年以上が半数近く（46%）を占めている。帰国者の経済生活は、生活保護を受けることで成り立っているのが現状といえる。ところが、生活保護制度については、「ありがたい制度だと思いながらも問題がある」（35%）、「不十分な制度だと思う」（33%）、「屈辱的な制度だと思う」（28%）と、否定的な意見が多い。その理由については、「保護費が少なく、安心して老後が送れない」（74%）、「中国の養父母を訪ねることができない」（48%）、「屈辱的な気分になる」（32%）、「子ども達と離れて暮らさなければならぬ」（30%）などの回答が多くなっている（複数回答可）。生活保護が、帰国者の生活保障にとって充分ではない上、逆に帰国者にとって負担を感じさせるものにもなっていることが窺える。

しかし、このように感じながらも、生活保護から脱却したいと考えている者は25%にとどまり、その方法については、脱却したいと回答したほぼ全員が「帰国者のために公的支援制度を創設して欲しい」（25%）と回答している。

国民年金を受給している者は全体の35%にとどまっており、その中でもほとんどの者が、国庫負担分（満額の3分の1）の金額しか受給していない。また、年金保険料の追納制度を利用した者は11%，追納のための貸付制度を利用した者は4%にとどまっている。

経済面において現在の生活に満足しているかという問い合わせに対しては、「やや不満」・「大変不満」と答えた者があわせて32%、「どちらともいえない」と答えた者が21%となっている。自由記載欄でも、老後の不安、経済的困窮を訴える意見が多く、経済的不安が、帰国者にとって重大な問題であることが窺われる。

キ その他、心情など

帰国者の実に74%が、永住帰国する前に、中国で自分が日本人であることを理由に差別や嫌がらせを受けたことがあると回答している。自由記載欄には、すさまじい差別・嫌がらせ・いじめの内容がそれぞれに記載されている。帰国者が、日本人であるがゆえに中国で大変に辛い経験をし、祖国に思いをはせて帰国してきた状況が窺われる。

永住帰国したことを後悔したことがあるかという問い合わせに対して、「ある」と答えた者が24%、「ない」と答えた者が54%となっているが、上記のような中国での悲惨な経験があることに照らしてみると、日本での生活に満足をしていると安易に受け止めることはできないであろう。また、後悔の主な内容としては、日本社会の中で、社会人としての生活が送れないことについてのものがほとんどである。

さらに、日本政府から受けた支援政策について問題があるかという問い合わせに対して、43%が「ある」、34%が「どちらともいえない」、13%が「問題ない」と回答している。問題ありとする理由としては、帰国者に対する援助制度の不十分さを内容とするものが多い。

これから的生活に関して何か日本社会に求めたいことがあるかという問い合わせに対して、80%が「ある」と回答している。その具体的な内容は、日本人と同じ待遇や生活を求める、経済的援助、生活保障、支援制度、養父母への面会・墓参などである。

そのほかにも、自由記載欄には、「終戦時に捨てられ、戦後苦労を強い

られ、帰国後見捨てられ、老後の保証がなく、同じ日本人なのに同等の待遇をうけられない。」、「私は日本人なのに祖国に帰ってきて、生活保護にしか頼って生活しなければならないのは、日本政府の援助といえるのだろうか。」、「北朝鮮に拉致された人は家族みたいに扱われているのに対して、私達はまるで難民みたいです。」など、やりきれない思いや辛い深刻な胸のうちが率直に語られている。

(2) 厚生労働省による全国調査

ア はじめに

厚生労働省（厚生省）は、平成12年と平成14年に、それぞれ中国帰国者に対する全国アンケート調査を行っている。その目的・調査項目とも、当委員会が今回行った調査とは異なっているが、厚生労働省の調査によつても、以下のような点について、今回の調査と同様の傾向が読みとれる。

イ 同居家族の人数構成

一世帯あたりの世帯人数は、平成12年調査では2.8人（婦人は3人）、平成14年調査では2.4人（婦人は2.6人）と、少人数の世帯が多い。また、同居家族の内訳としては、配偶者が最も多く、ついで子となっている。

ウ 日本語の理解力

生活保護受給者については、「片言のあいさつ程度しかできない」が全体の48.7%（婦人は38.7%）、「全くできない」が6.3%（婦人は6.4%）と、未修得の状況にある者が過半数を占める。ついで「買い物に不自由はない」程度が37.9%（婦人は37%）となっており、日本語でのコミュニケーションができるレベルには至っていないことが読み取れる。生活保護を受給していない者でも、「片言のあいさつ程度」と「まったくできない」があわせて3割も存在する（平成12年調査）。

また、帰国者の子及び配偶者の日本語の習得状況を見ても、「会話に不

便を感じない」と回答した者は30.8%にとどまっており、「片言のあいさつ程度」と「まったくできない」があわせて26.7%、「買い物・交通手段の利用に不自由しない」程度の者が39.4%となっている（平成14年調査）。帰国者2世にも、日本語の壁が大きい現状が窺われる。

エ 就労について

60歳未満の帰国者の29.2%しか仕事についていない（婦人36%）。仕事に従事している者では、技能工、製造・建築、労務作業などの単純労働が全体の87.4%となっている（平成14年調査）。一般の日本人の場合の単純労働者の割合が30.6%程度であるのと比較して、単純労働に従事するものの割合が高い。また、残留孤児世帯の就労収入が、一般日本人世帯と比較して4割程度となっており（平成14年調査），収入の低さも顕著である。

帰国者の子及び配偶者が就労している世帯は、84.1%となっているが、その職業は「技能工、製造・建設・労務作業者」が86.5%と圧倒的に多く、帰国者本人と同様、従事している職業に偏りがある。（平成12年調査）

オ 経済生活の状況

帰国者は、帰国後1年未満では91.5%（婦人は86.5%）の人が生活保護を受給した経験があり、10人に9人が生活保護をうけなければ、基本的生活ができない深刻な状況であったことが読み取れる。また、受給期間は5年以上が半数以上（53.2%）を占めており（平成14年調査），なかなか生活保護から脱却できない現状が窺われる。

また、60歳以上の帰国者のうち、年金を受給している者は52%にとどまっている（平成12年調査）。

カ 帰国後の感想

「どちらともいえない」と答えた者が最も多く、35.2%（婦人は2

3. 9 %) である。「良かった」「まあ良かった」があわせて 53 % (69. 1 %), 「やや後悔している」「後悔している」があわせて 11. 8 % (7. 1 %) となっている。帰国して後悔している理由については、「老後の生活が不安」が 36. 5 % (37. 2 %) と最も多く、ついで「言葉ができない」 33. 9 % (27. 9 %), 「生活が苦しくなった」 11. 3 % (8. 1 %), 「生活習慣の相違」 2. 6 % (3. 5 %) となっており、やはり経済的不安、日本語の問題が、帰国者にとって深刻な問題であることが窺われる。(平成 12 年調査)

(3) 総括

当委員会が行った実態調査の結果から、以下の点を指摘することができる。

①経済的困窮（生存権の確保策の欠如）、②家族とともに生きる権利（国際人権規約）の欠如、③人格権すなわち「人」としてのアイデンティティの回復・維持のための施策の欠如、④教育を受ける権利の剥奪、⑤参政権の実質的欠如である。

中でも言語の問題は大きい。

すなわち、病院での病状説明、役所での様々な手続に苦慮する点は、人として最低限度の基本的生活すら満足にいかない現状をあらわしている。また、国内外の新聞・マスコミ報道が理解できない現状は、国政のみならず地方自治も含め、憲法で保障された参政権が実質的に保障されていないともいえる。さらに、一般の日本人とのコミュニケーションが取れることから、仕事や人間関係も円滑にいかず、日本人としてアイデンティティをもって生きることができず、かといって、中国人としての資質や労働能力も活かせない、幾重もの苦しみに陥っている。

経済的な問題も、帰国者にとって大きな苦しみになっている。

特に、仕事に就くことができず、生活保護に頼らざるを得ない状況が、生活保護制度に内在するさまざまな制約、問題点を直截に受けてしまうという

実態を生み出している。例えば、生活保護は自治体が変わればいったん打ち切りとなり、新しい居住地で再度の申請をしなければならないが、同申請が通る保証は全くないこと、基本的に世帯構成員も制限されていること（仮にこれらに反すると保護費が打ち切られるおそれが多く、たちまち生活ができなくなることとなる）から、居住場所や同居家族を自由に選ぶことができない。頼みの綱となるべき子供や家族とともに生活できないということは、人権問題に大きく抵触する可能性を秘めている（国際人権規約）。また、生活保護受給者は、原則として旅行が禁止されているため、幼少の頃に養育してもらった中国の養父母への訪問や、見舞い、墓参などには、行きたくても認められない。

そして、このような制約は、さらに、帰国者の屈辱感を増幅させることにつながっている。

今回の調査では、通り一遍の生活状況にとどまらず、心情面までも含めて、帰国者の抱える問題点が浮き彫りになったといえよう。これを深く掘り下げ、今後の施策に生かすことが必要である。

5 中国残留邦人に対する帰国後の施策の人権侵害性

(1) 国の先行行為に基づく人権回復義務

ア 中国残留邦人を速やかに帰国させるべき義務

もとより、中国残留邦人は、日本国籍を有する者であり（国籍とは、人を特定の国家に属せしめる法的紐帶であり、個人が特定の国家の構成員である資格を意味するものである。国籍は、その後の「戦時死亡宣告」に伴う戸籍抹消手続によっても何らの影響も受けない），国家政策により中国大陆に渡り（あるいは中国東北部に生まれ育ち），かつ戦争遂行の中で置き去りにされた者である。

しかし、憲法22条は居住移転の自由を認め、同条で自国民が帰国

する自由も保障され、国際人権宣言第13条2項は「なにびとも、自國を含むいづれの國をも去り及び自國に歸る権利を有する。」と規定し、B規約12条4項も「何人も、自國に戻る権利を恣意的に奪われない。」と規定している。その上、近代立憲国家は、自国民の安全を確保することがその存在理由なのであるから、自国民にとって安全でなくなった場所から、安全な自國に帰国できるように積極的措置を探るべき義務があるところ、当時の中国東北部（当時の「満州」）は、日本人にとって自國より安全でなくなっていたことは明白であった。

従って、国は、帰国を望む全ての中国残留邦人に対して、自己の先行行為に基づく原状回復責任として、中国残留邦人の可及的に速やかな帰国が実現できるよう制度及び運用体制を策定・整備すべき義務を負っていたものである。

イ 「ア」の義務違反

しかし、国は、敗戦前後に中国東北部の居留民を見捨て、引揚事業の速やかな開始を怠り、1949年の中華人民共和国成立後においては、对中国敵視政策のもと引揚事業そのものを中断した。国が中華人民共和国を承認しなかった事情があっても民間団体を窓口としたでの引き上げも可能であり実際にそれがなされていた時期もある（兵士や遺骨なども日中両国の赤十字（紅十字）を窓口として行われていた。）。また日本は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）を承認しておらず同国との国交はないが、物資の移動や人の出入国のルートは確保されており、いわゆる拉致被害者の一部の帰国も日本政府の積極的措置で実現しているのである。

従って、日本国による中華人民共和国の不承認という事情が国の引き上げ事業の中止の免責理由とはならないことはいうまでもない。更に、政府は1959年戦時死亡宣告という制度を立法化して帰国者約1万4000名の戸籍を抹消し、中国残留邦人の帰国のためにあらゆる努力を尽くすべ

きという国家としての基本的責務を完全に放棄した。

1972年の日中国交回復後も、帰国へ向けての国の動きは全くと言っていいほどなく、民間の篤志家たちの献身的な努力により漸く1981年に訪日調査が始まり、肉親との再会や帰国が可能となるまで戦後30年余にわたり、残留邦人は、中国社会において中国語のみで社会生活を営んできたのである。このように日本の国策により中国残留邦人は、終戦後30年余に渡り日本への帰国への道が閉ざされたものである。

このように、国は、敗戦直後から日中国交回復までの間においても、帰国を望む全ての中国残留邦人に対して、可及的速やかな帰国を実現させるべき義務があったところ、国はかかる重要な義務に違反することによって、中国残留邦人の帰国する権利を侵害し続けた。

そして、その結果、中国残留邦人は、日本社会において生活しうる基礎的諸条件を備える機会を失ったものであり、これは人権侵害に他ならない。

ウ 人権回復義務

そして、以上によれば、国は、帰国者に対して、日本において生活している日本人の場合と同様な状態にまで人権を回復するべき義務を負うものである。

(2) 人権侵害性の判断にかかる3つの観点

ア 多文化共生の観点

帰国者は、長年中国で中国社会に適応して生活してきた普通の市民である。そして、帰国者は、人権侵害からの回復を目指す基本的な場として日本への帰国とそこでの市民生活を営むことを選択したものであるが、帰国は人権侵害回復過程の第一歩に過ぎず、日本に帰国したことをもって被害の回復がなされたものと評価することができないことはいうまでもなかろう。帰国者が日本社会で尊重されるというためには、中国の言語と文化

をもつ彼らのありのままを受け入れ、そのままでも生活して生けるような多文化共生の観点（国際人権規約B規約27条等）が不可欠である。日本国籍を持つという日本国との紐帶及び日本国政府に長年月にわたって帰国を妨げられその結果中国語と中国文化を身につけたという事情からいって帰国者は、多文化共生の尊重ための措置を最も優先的に受けるグループのひとつだからである。

イ 基礎的諸条件を完全に補完するという観点

もちろん、帰国者が日本語と日本文化を受容して生きるという選択も尊重されなければならない。しかし、帰国者が、それを希望したとしても、帰国者は、本来日本社会で享受できた権利・自由を長期間享受することができず、その結果、日本語を話すことすらできず、また初等教育さえ受けていない者もあり、そのような者が、日本社会で一般の市民に伍して生活を送っていくことは、そのような前提条件（基礎的諸条件）を欠くために、全く困難であることは見やすい道理である。

従って、帰国者がそのように基礎的諸条件を完全に補完されるべきことは、國の人権回復義務の当然の内容をなすという観点が不可欠である。

ウ 家族の保護という観点

さらに、帰国者は、日本政府による大陸への置き去り及び長期間の帰国の放置という事情から、日中両国に存在する2つの家族を持つに至ったものであって、社会の自然かつ基礎的な単位である両国の家族とも交流できるよう保障することも不可欠な観点である。

(3) 多文化共生の観点からの人権侵害性

ア 評価基準

憲法13条の幸福追求権は、個人の人格的自律をその一部として含む以上、追求すべき「幸福」の内容は個々人が選択すべきものである。その意味で、帰国者には、「本人の選択する方法と目標の設定に基づいて、日

本社会において、他の日本人と同様の市民生活を送って行けるように保障する権利」があるといえよう。「本人の選択する方法と目標の設定」については中国語の使用と中国文化の維持という選択も当然尊重されなければならない。そして、国際人権規約B規約27条が、種族的、宗教的、言語的少数民族（minorities=少数者）の自己の文化を共有する権利、自己の言語の使用する権利等を謳っているが、その趣旨は、締約国が少数民族（少数者）の自己の使用する言語の使用を禁止又は制限しないという自由権的側面のみではなく、締約国が少数民族（少数者）の言語を享有発展させる積極的措置を取ることを要請しているのである（国連規約人権委員会・一般的意見23のパラグラフ6・2）。この積極的措置について国に何が要求されるかは当該少数者と日本国との関わりによって程度の差はありうるところであるが、帰国者の場合、もともと日本国籍を有し、国策によって中国大陸に取り残されて30年以上経過してやっと帰国できた者たちである。つまり帰国措置の放置自体が日本政府による人権侵害であったという特質を考慮しなければならない。

そこで、少なくとも生命・健康に直接関わる場面（例えば、地域の総合病院）や公共的場面（役所等）においては、中国語の通訳を配置するなどして、帰国者が中国語を使用しながら最低限の日常生活を送れるよう積極措置を採るべきであり、更に、文化的に交流できる場所的施設、帰国者相互及び他の市民との交流行事等の促進をするべき義務がある。

また、帰国者は日本国籍を有する者であり国の主権者である。

国際人権規約B規約25条はいかなる差別も不合理な制限もなく政治、選挙及び公務に参与する権利を保障する。この権利に関しては言語による差別も禁止されており、投票権の行使を実効あらしめるために投票に関する情報及び資料は少数者の言語によつても提供されるべきことが保障されている（規約人権委員会一般的意見25のパラグラフ12）。したがって、

国は帰国者に対し、選挙広報などにおいて中国語での情報提供をするべき義務がある。

イ 判断

定着促進センターや自立研修センターを中核施設とする施策の目的は、日本語を習得させ、日本文化についての基礎知識を身につけさせるなどの基礎的諸条件を補完させ、早急に日本文化を受容し、社会において経済的に自立させることにあった。すなわち、日本への同化である。

そして、これまで一貫して、これを理念型としてきたものである。

しかし、帰国者の中には、年齢その他の要因により、日本語を習得しようとしてもできない者も多い。アンケートでもあいさつ程度の日本語しかできない者が半数を占めている。また、そもそも中国文化のまま、そのまま生きたい、日本文化の受容をする気がない、或いは、しようとしてもできない者も居るはずである。そのような者にとって、上記の理念型を押しつけられることは多大な苦痛を強いる以外の何者でもない。

国際人権規約B規約27条によれば、他の文化や言語を保持したままであっても、そのままの姿で社会に受け容れられる権利（国が積極的措置を取る義務）に言及しているところである。すなわち、異文化を持った人々が日本社会内で、母国で生活していたときと同じように自分の文化に誇りを持ち、自己決定権を持ちながら、自分らしく生活できるように配慮するべきなのである。ところが、上記の考え方からは、中国語の言語的属性と中国文化の文化的属性を持った帰国者に配慮する意識が欠落していることは明白である。

このように、生命・健康に直接関係する場面や公的場面における通訳の配置は現実には不十分なまま（国の最低基準とはなっていない）であり、国際人権規約A規約27条に違反し、人権侵害である。

また、政治に参与する権利（国際人権規約B規約25条）との関連で、

投票権の行使を実効あらしめるために帰国者に対し、選挙広報等の情報及び資料が中国語で提供されなければならないが、国はそのような措置をいまだにとておらず、B規約25条に反し人権侵害である。

更に、文化的に交流できる場所的施設、帰国者相互及び他の市民との交流行事を促進するべき義務について、施設を設置しただけに終わっていることの問題性がある。

すなわち、国は、帰国者に対する施策の中核施設として、全国に「定着促進センター」と「自立研修センター」を設置した。このこと自体は評価に値することであることは勿論である。

しかし、設置された各中核施設が本来の目的を達成するためには、当該施設の効果的な運用という観点から、その後の各施設の実態に見合った体制、人材の配置や能力開発にまできめ細かな配慮が必要である。ところが、あたかも、当該中核施設を設置したことで良しとして、そのような配慮が十分になされてきたとは到底言い難い。更に、上記中核施設の活性化のためには、行政のみならず各種ボランティア組織との連携が必要であろうが、この点でも、十分な連携がなされてきたとは言い難い（この点が施策として実現されたのは、2001年の「支援・交流センター」の立ち上げに至ってのことであり、これは、従前の連携の不十分さの反省の上に立ったものと考えられる。なお、）。その結果として、中核施設とそこにおけるメニューは整備されたが、その後に当該施設は十分に機能せず、そして、その状態に対する格別の対処もなされていないという、いわゆる「箱モノ行政」の問題性を露呈しており、この点においても国際人権規約A規約27条に違反し、人権侵害であるといわざるを得ない。

なお、「支援・交流センター」は、現時点では大阪以外には東京のみであり、この立ち上げが大多数の帰国者の置かれた問題の解消に結びついているわけではない。国は、今後は支援・交流センターを各地に立ち上げる計

画というが、それが十分に機能するには、本人及び地方公共団体のきめ細かな対応、各種ボランティア団体との系統だった交流など関係者の相当な年月にわたる努力を要する。このような2つの根本的な観点についての十分な配慮を欠いた場合、上記の国の計画は、単に既存の「定着促進センター」と「自立研修センター」の代わりに「支援・交流センター」という「箱モノ」を全国に設置しただけに終わる恐れすらある。

(4) 基礎的諸条件を完全に補完するという観点からの人権侵害性

ア 教育を受ける権利

(7) 評価基準

憲法上の「教育を受ける権利」は子どものみに保障されるものではなく、かつ、国際人権規約A規約13条2項は初等教育の義務化・無償化の保障をし、初等教育を受けなかった者またはその全過程を終了しなかった者に対して基礎教育の可及的な奨励及び強化を謳っている。この趣旨は、日本社会で生活するための基礎的諸条件のうち教育的側面で欠ける者を無くすというものと見るべきである。

しかし、平均的な日本人は、日本社会において一人の市民として自立して生活して行くために、最低限9年間の義務教育を受けることで日本社会において憲法上のあらゆる権利を享受し、主権者として自立して生きていく上で基礎的諸条件を身につけるに至っている。現代の日本では90%を超える者が後期中等教育（高等学校教育）を受け、後期中等教育は事実上準義務教育化され、基礎的諸条件の充足するために必要不可欠なものと大多数の国民には認識されている。

従って、少なくとも、外国で長年生活したため9年間の義務教育を受けなかった者またはその過程を終了しなかった者は、9年間の義務教育に相当する基礎教育を受ける権利を有しており、他方、日本政府はそのような基礎教育の物的施設・人的配置・制度・教育方法などを整備する

べきである。

また、国際人権規約A規約13条2項は、技術的及び職業的教育を含む中等教育をすべての適当な方法により一般的に利用可能でありすべての者に対して機会が与えられることを謳っている。,

中国残留孤児は中国で生活せざるを得なかったため日本での技術的・職業的中等教育を受ける機会を与えられず、同じような職業でも日本与中国での資格が異なるなどの事情もある。

従って、国は、帰国者に技術的職業的中等教育を受けることを保障するための積極的措置（たとえば職業教育に関する特別枠、中国での教員、両国の資格を架橋するプログラムの整備）を探るべきである。

(イ) 判断

まず、国の施策は、1972年から1983年までの間は、中核となる施設は設置されておらず、語学教材の交付と自立指導員による日本語修得の援助程度であった。ごく初期の帰国者の主流が日本での初等教育を経た残留婦人によって占められていたことを考えるなら、その程度の施策であっても、基礎的諸条件の補完は可能であったかもしれない。

しかし、それも数年間のことであり、既に1978年には帰国者中の残留孤児の割合は1割を突破し、1980年代に入るや、毎年100名以上の残留孤児が帰国しているのであるから、中核施設である定着促進センターの設置が1984年になっていることは遅きに失したことは明白である。そして、更に、定着促進センター設置から4年後に、国は自立研修センターを設置し、1年間の通所による日本語教育等が施されることになったが、それは逆に言えば、4ヶ月間の定着促進センターでの日本語教育や日本文化教育では、基礎的諸条件の補完を行うにはさしたる実効性がないことが自覚されたからに他ならない。すなわち、定着促進センターにおける上記のカリキュラムは、それまで殆ど教育の機会に接

したことのない帰国者に対して連日 5 時間の授業を課するものであり、その「詰め込み」教育によって日本語教育の基礎が身に付いたり、日本文化の習得ができるという効果を上げうるものではないことは、見やすい道理であった。なるほど新たに設置された自立研修センターでは、2 年間という継続性が意識された点では一歩前進という評価に値するものであったが、それは通所形式であったにも拘わらず、設置された箇所が全国で僅か 10 数カ所であった点、センターから遠隔地に居住する帰国者には自立指導員が出向いて指導に当たるとしているが、その期間にも限定的であった。畢竟、定着促進センターや自立研修センターによる「当面の支援」によっては、上記の基礎的諸条件の補完はできなかったといわざるを得ない（なお、国は、後記のとおり、2001 年より、支援交流センターによる「継続的支援」を施策の基本にしている。これも上記両センターによる「当面の支援」の破綻の自覚と反省の元に行われた方向変換であると考えられる。）

次に、帰国者は中国語の言語的属性を有するものであるから、彼らに対して施すべき教育は「外国語としての日本語教育」であったにも関わらず、上記両センター及び自立指導員による当初の日本語教育は、帰国者に対して日本語を母国語とする者に対して教える「国語教育」を施すものであった点で、根本的な過誤を犯していた。そもそも、まず、その教育法についても、最も実効性のある「直接法」ではなく、「間接法」が用いられていたこと、次に教授内容についても、講師間の学習会や統一方針はなく、個々の講師に教授方法は委ねられていたこと、独自開発したテキストはあったものの、それが必ずしも適切に利用されていたとは言い難かったこと、更に、教授する者について、一定の資格基準－例えば日本語教師養成講座の時間数を満たすなど－を設けておらず、専門家としての日本語教師ではなく、小中学校を退職した教員を就任させて

いたケースも多々あったことなど、種々の問題を孕んでいた。

以上のとおり、国の帰国者に対する日本語教育に対する施策は、日本社会に適応する基礎的諸条件としての教育、すなわち少なくとも9年間の義務教育の到達点に相当する教育（特に社会生活で不可欠な日本語の習得）を満たすものではない。

よって、帰国者に対する教育措置は、憲法26条の教育を受ける権利、国際人権規約A規約13条2項のd号に違反し、人権侵害である。

イ 労働の権利

(7) 評価基準

憲法26条1項は、勤労の権利を保障し、国際人権規約A規約6条1項も労働の権利を認め、締約国がこの権利を保障するために適切な措置を取る義務を負うことを定める。これは、国に各人が適切な就業ができる機会が得られるように労働市場を整え、可及的に完全かつ生産的な雇用を達成するための技術及び職業の指導及び訓練に関する計画等をする義務を負うものである。また、国際人権A規約13条2項bは、全ての者に、利用可能な職業的教育を含む中等教育を保障している。労働こそが人間の自己実現にとって最も重要なものの中のひとつであり、かつ、経済的生活の基礎であるのだから、国にとって上記義務を等閑視することは許されない。もとより、労働市場の整備、雇用の達成のための技術職業の指導及び訓練などをどのようにどの程度するかはある程度広い立法裁量に属することである。

しかしながら、帰国者は、一面では中国で長年特定の職業の経験を積み就業してきた者であり、他面では国の帰国措置の放置（人権侵害行為）によって日本ではなく中国でその当該職業に就くことを余儀なくされていたものである。そして、帰国者が帰国できたとき既に40歳を超え、そのような高齢で、日本という全く異なる社会で且つ中国での就労経験

と全く異なる職業に就くこと自体、トラウマとなり、適応障害を発症する危険性すらある。

そうだとすれば、例えば、帰国者が帰国して就業を希望する場合、①中国での職業と同一の職業に就業できるような訓練・教育、職業斡旋等の積極的措置や、②職業訓練での特別枠等、③中国文化の交流事業などの積極的役割・就業機会の創設などの積極的措置を取る義務がある。

(イ) 判断

国が帰国者の就労に関する積極措置として行ってきたのは主として、自立指導員の就学援助（斡旋）と帰国者を雇用する企業に対する助成金制度であり、漫然と帰国者の上記就業状態を放置していたことは、憲法26条12項の勤労の権利を侵害し、国際人権規約A規約6条1項2項に違反し、人権侵害である。

ウ 生存権

(ア) 評価基準

憲法25条は、生存権を保障する。本来、生存権保障の方法についても一般には、広い立法及び行政の裁量に委ねられている面がある。

しかしながら、既述のとおり、帰国者は、国によって格別の人権回復を行われるべき者として位置づけられるべき者なのであるから、このような特別な事情を考慮し、帰国者の生存権保障については、一般的日本国民と同様の裁量の対象と考えることはできないことに留意すべきである。

従って、人権回復の観点から、帰国者を対象とした独自の生存権保障のための社会保障制度が構築されるべきである。

年金制度の適用についても、帰国者を対象とする独自の年金制度の創設が図られるべきであるが、仮に、既存の国民年金制度の適用対象としても、帰国者が掛金を支払えなかったのは、既述のとおり、

寧ろ国の側の責めに帰するべき事情によるものであることに鑑みるなら、既存の特例制度や貸付制度を更に進めて、無条件で満額の支給を行うべきである。

(イ) 判断

i 生活保護制度との関係

生活保護制度は、日本における義務教育を受ける機会があり、日本社会で生育してきた者を対象者とし、その生活の最後の拠り所とされている制度である。ところが、これまで見てきたとおり、帰国者がそのような対象者像とは異なっていることは明白である。それどころか帰国者が日本社会内において経済的自立が困難な状態に置かれているのは、国の先行行為に拠るものであり、いわば国家による人権侵害行為により自立のスタートラインに立つ機会さえ与えられず、老齢を迎えるようとしている者たちなのである。

従って、そもそも帰国者は、生活保護制度の枠外に置かれるべき人々なのである。

また、そもそも生活保護制度は、一般に経済的自立が困難な者について、社会保障・社会手当の仕組みを構築することで可能な限り自立を促し、それができない者を対象とするという補足的な運用にはなっていない。

以上のように本来的には生活保護制度の枠外に置かれるべき帰国者を生活保護制度によって経済的自立を促そうとする国の施策は公平の理念からの原理的な疑問があると言わなければならない。

更には、生活保護の受給によって、人間としての尊厳を奪われ、或いは中国の養父母の墓参りができないなど、普通の市民として当然に享受できる自由を奪われるなどの看過できない副次的な人権侵害状況が招来させられている。

以上のような施策をしないまま帰国者がごく少額の年金の受給に甘んじているのを放置していることは憲法25条の生存権の保障に違反した国の立法不作為であるといわざるを得ない。

ii 国民年金制度との関係

国は、帰国者に対する格別の年金制度を設けることなく、国民年金の対象者として位置づけている。そして、特例制度や貸付制度を設けているが、それは十分には機能しておらず、殆どの帰国者本来の支給額の3分の1程度の年金を受給しているに過ぎないのが現状であり、これが、帰国者の老後の生活に対する深刻な不安の淵源をなしていることに思いを致すなら、格別の年金制度を設けていないことは憲法25条に違反していると言うべきである。

(付言するなら、帰国者に対して格別の年金制度を設けていないことは、国に責任のない北朝鮮の拉致被害帰国者に対する特別の年金制度が創設されていることと比べても不合理であるし、特別の年金制度の事例は障害者年金の制度などにも実例があり、政府に無理を強いているわけでもない。)

(5) 家族の保護の観点からの人権侵害性

ア 評価基準

帰国者の被害回復においては、従前の日本の家族・親族との人間関係の回復のみならず、30年以上にわたって中国で形成されてきた家族との紐帯を維持しうる方策をあわせて取ることなしに、市民生活や社会生活の被害回復は実現しえない。何故なら、家族こそが社会における最も基礎的かつ自然の紐帯だからである。世界人権宣言16条3項は「家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する」とし、人権規約B規約23条1項も同趣旨を規定している。(さらに子供の権利条約には「父母によって養育される権利」(7条1項) や

「父母から分離されない権利」（9条）が規定されているところである。)。

もちろん、家族の機能としては、第1には未成年の子どもの養育の保護であるが、家族の範囲については国や地域によって一義的ではなく、成人した子どもと親との人間的紐帶も人間らしい生活のために不可欠なものであり、自由な交流の保障が財政的措置も含めなされる必要がある。

イ 判断

帰国者が、日中両国にまたがって2つの家族を有する。このことは、日本政府の帰国措置の放置等の人権侵害の結果必然的に生じたものである。

通常の日本人が家族との交流をするのに最低生活費の支給が停止されるということはない。しかるに、現在の生活保護行政では、帰国者が中国の養父母のもとへ帰省したり、墓参りをした場合、日本国外にいるとの理由で、生活保護費の支給は停止されている。

2つの家族の生じた経緯・責任原因に鑑みれば、養父母方への帰省・墓参について生活保護の支給を停止することは、国際人権規約A規約10条1項、B規約23条に反し、人権侵害である。

また、上記「(4) ウ (イ) ii」でいう特別の年金制度を設ける場合、家族の保護の見地から、中国の養父母方への帰省・墓参での交通費などが貰えるよう、年金額などを設定することが適切であることを付言する。

(6) まとめ

1972年から現時点に至までの国の帰国者に対する施策を検討した結果は以上のとおりであるが、その問題性は、第一に、帰国者の中国文化を持った日本人という文化的言語的属性を尊重することなく、逆に「早く日本語を覚えて立派な日本人になりなさい」「ここは日本なんだから、中国のことは忘れて、新しい生活に慣れなさい」として日本への同化を駆り立てたこと、第二に、帰国者が日本社会において主権者として基本的人権

を享受しうるための基礎的諸条件を実効的に補完することを怠ったこと、第三に、家族の分断に殆ど意を介していなかったことの3点に集約される。

その結果、帰国者は、自身が日本人なのか中国人なのか何人なのか分からないというアイデンティティー喪失問題、日本社会への適応を迫られたことによるプレッシャーによる適応障害の問題、その結果としての引きこもり等々の問題、主権者としての憲法上の能動的権利（参政権、労働基本権など）を実質的には全く保障されていなかった問題、更には家族の分断の問題を抱えるに至っている。

そして、彼らは、現代日本社会では社会的疎外を受けている者として、その市民権を回復し、再び社会に参入させるべき（ソーシャルインクルージョン）一群の者と認識されるに至っている。

このように、国は帰国者の基本的人権を長年に亘り侵害し続けてきたものである。

6 中国帰国者の現状に関する責任と打開の方策（私たちの見解と提案）

(1) 現状に関する責任

以上のとおり、帰国者は、日本社会内において疎外され、最低限度の生活に追いやられているというのが現状である。もとより、帰国者の発生自体が国策に拠るものであること、帰国措置を怠った結果として帰国者の帰国までに30年以上を要したこと、更に、これまでの施策には種々の問題があったことに鑑みると、の責任の過半は国に在ることは明白である。

しかしながら、日本に在住する市民が本気で帰国者の問題をどれほど考え、奔走してきたのだろうか。私たちは、本調査の過程で献身的な努力をされてきた方が少数だがおられることを知った。しかしながら、帰国者の状況について国民の大多数も無関心であり、中国帰国者とコミュニティをつくっていく取り組みをしてこなかったのも事実であり（これがないと、政府の施策だ

けで問題は根本的には解決しない。

そして、法曹である私たちも、大多数は帰国者問題に対して帰国後は無関心だったといわざるを得ない。また、弁護士会自体も日弁連第27回人権擁護大会において、帰国の促進・自立支援などの提言をして、一定の役割を果たしたところであるが、多文化共生の観点での提言や取り組みをしてはこなかった。年齢等から日本語を習得することが困難であることは比較的容易に想像可能だったにもかかわらずである。この点で、法曹の責任も免れない。もとより、九弁連としても取り組みを怠ってきたことも事実であり、慚愧に耐えない。

(2) 打開の方策（提案）

帰国者が、国の主権者として、憲法上保障されたあらゆる権利を享受して豊かな生活により自己実現を達成するための次の施策を提案する。これらは基本的には、立法政策として、自立支援法の抜本的改正によって行われるべきものである。

ア 多文化共生の観点からの施策

(ア) 中国帰国者が中国語だけでも安心して暮らせるなどを政策目標とし、少なくとも生命健康に関する場面（地域の総合病院等）及び公共性の強い場面（公的機関）について中国語の通訳を十分配置すること。

(イ) 帰国者が主権者として選挙権を適切に行使できるように、選挙公報等の情報を中国語で提供すること。

(ウ) 帰国者相互間及び帰国者と他の市民の交流を促進する施策（コミュニティの創設等）を強化すること。

イ 基礎的諸条件の補完の観点からの施策

(ア) 教育を受ける権利について

i 帰国者の日本語習得の教育は、その希望に従い、帰国者の居住地域等にかかわらず、中学卒業程度の読み書き及び日常生活に不自由しな

いレベルまで受講を続ける制度を策定し、そのための人的・物的設備やカリキュラムを充実させること。

ii 帰国者のうち希望する者は、適齢期に受けられなかった日本の義務教育を受ける機会を保障するため、居住地の隣接学校において特別の教育プログラムを策定して実施すること。

(イ) 労働の権利について

帰国者のうち、希望する者に対し、早急にできるかぎり中国での職業経験を生かせるような訓練等を受けられる制度を整備・強化することや文化交流での積極的役割や就業機会の創設等をすること。

(ウ) 社会保障について

帰国者の生活保障を生活保護制度の受給に収斂させていくのではなく、人権侵害の回復や帰国者の人間らしい生活の充実の観点からそれにふさわしい特別の年金制度を創設すること。

その際、下記「家族の保護」の視点から、帰国者が中国の養母方への帰省及び墓参の費用が十分まかなえるようその年金額を設定すべきこと。

ウ 家族の保護の観点からの施策

帰国者が日中両国の家族と交流できるよう積極的な施策を進め、速やかに、生活保護制度において帰国者が中国の養父母方への帰省及び墓参の期間の生活保護の受給停止措置を廃止すること。

以上

(別紙 省略)